

南丹市立美山中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題である。

南丹市立美山中学校では、生徒一人一人の尊厳を守るため、南丹市・市民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期指導と対応及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための組織を中核として実効的に対策を推進するため、南丹市立美山中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第 1 いじめ防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門的知識を有する者その他の関係者を加える。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭
(スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー)
- 3 「いじめ防止対策委員会」は毎月開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。
- 4 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正及びいじめの相談・通報の窓口
 - (2) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
 - (3) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取・指導や支援の体制及び保護者・関係機関・専門機関との連携等対策方針の決定

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうる。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に教職員の一致した体制の下、学校・家庭・地域社会・関係者等が一体となって、人権尊重を基盤としていじめの未然防止に継続的に取り組む。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 生徒指導の実践上の4つの視点を意識したわかりやすく、規律ある授業づくりの推進
- (2) 自己肯定感や自己有用感を育む取組の推進
- (3) 人権教育、道徳教育の充実
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
- (5) 道徳教育・人権教育の充実
- (6) 教職員の資質能力を高める取組の推進
- (7) 教職員研修の充実(ネットいじめ等)と関係機関との連携
- (8) 保護者啓発の推進

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけ合いを装ったり、教職員の分かりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを踏まえ、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 教職員による見守り

ア 授業間の休み時間や昼休み等には、生徒がいつでも相談できるように教職員が廊下や教室等で見守りを実施する。

イ 放課後には、下校バスに乗車するまでの見送り、教室整備や上履き等の確認を実施する。

(2) 情報の収集及び集約と共有

ア いじめが疑われる兆候をとらえたら、教職員がすぐ行動に移す。

イ いじめに関する情報については、些細な兆候も含め、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、全ての教職員が当事者意識を持ち、一致協力して指導・対応を進める。

ウ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(3) 全生徒を対象とした定期的なアンケート調査及び聞き取り調査の実施

(4) 相談体制の整備と周知

ア 生徒や保護者の話を聴く環境を整える。

イ 教育相談週間を実施する。

ウ スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーと定期的に情報を共有する。

エ 校内相談・通報窓口を生徒及び保護者に周知する。

(5) 保護者との協働

ア ネットいじめ等、スマートフォンや携帯・ゲーム機を介したいじめに対する注意喚起と家庭内でのルールづくりの推奨

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、あるいは相談や訴えがあった場合には、その場でその行為を止めさせ、速やかに「いじめ対策防止委員会」で情報を共有する。
- (2) 「いじめ対策防止委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。
- (3) 結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに南丹市教育委員会に報告し、被害生徒、その保護者への支援を行う。
- (4) 加害生徒に対しては、指導を行うとともに、保護者によりよい成長に向けての支援という観点を持ちながら学校の取組方針を伝え、協力を求める。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (5) 集団の一員としての自覚を高め、いじめを自分の問題として捉えさせ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる学級経営、学校経営を進める。
- (6) いじめの解消については、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることも含む。）が止んでいる状態が3ヶ月を目安として継続していること。

イ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ 「解消している」状態に至った場合でも、当該被害者生徒及び加害者生徒について日常的に注意深く観察し、適宜必要なケアを継続的に行う。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) 生徒が、周りの大人に相談できる環境をつくる。
- (2) 誹謗中傷等を発見したら、被害生徒の保護を最優先に対応し、直ちに削除する措置をとる。
- (3) ネットいじめの背景に従来のいじめがあることも想定しながら、迅速に加害生徒を指導する。
- (4) 情報モラルに関する指導を徹底する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態が発生した場合は、直ちに南丹市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議するとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

3 調査の状況については、必要に応じて被害生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

- 4 事実関係を明確にした調査結果を南丹市教育委員会に報告する。
- 5 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第6 関係機関との連携

1 家庭・地域との連携の推進

- (1) P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- (2) 基本方針や取組をホームページ、学校だより等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、警察・家庭支援総合センター等の関係機関と適切な連携を図る。